

報告第14号

専決処分の報告（令和5年度泊城公園遊具施設整備工事請負契約の変更）について

令和6年3月5日議案第22号で議決された令和5年度泊城公園遊具施設整備工事請負契約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和6年9月5日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



建設工事請負変更契約書

令和 6年 3月 22日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 令和5年度泊城公園遊具施設整備工事
2. 工 事 場 所 読谷村字渡具知地内
3. 工 期 自 令和 6年 3月 25日
至 令和 6年 9月 30日
4. 原契約額に対する変更増額 ¥3, 888, 500-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥353, 500-)
5. 変更後の請負代金額 ¥83, 638, 500-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥7, 603, 500-)
6. 契約保証金 免 除
7. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 6年 8月20日

発 注 者 読谷村長

石嶺 傳實



受 注 者 住 所

沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2060番地1

商号又は名称 有限会社サンオキ

氏 名 代表取締役 上地 豊



